

福岡県高等学校芸術・文化連盟（郷土芸能専門部）備品について

□管理について

福岡県高等学校芸術・文化連盟（以下、高文連）備品管理規則（H16. 4. 12 施行）に則る。

□利用規約

- (1) 利用する学校は、高文連に加盟する学校で、郷土芸能専門部への活動が専門委員長または部門事務局によって認められるものとする。
- (2) 利用にあたっては、利用規約に同意した上で、借用書（別紙）を管理責任者に提出すること。
- (3) 借用期間は利用当日の3週間前から2週間後以内とする。
- (4) 利用当日以降、他校より利用希望の申し出があった場合は、当該校で協議すること。
- (5) 連続して利用を希望する場合は、他校の希望がないこととし、他校の希望があった場合は、連続して利用しない学校を優先とする。また、複数校で借用期間が重複した場合は、当該校で協議すること。
- (6) 利用する備品を営利目的に使用することは禁じる。
- (7) 管理責任者の許可なく又貸しすることを禁じる。
- (8) 備品の取り扱いは丁重に行うこと。
- (9) 万一、備品が破損、紛失した場合は、速やかに管理責任者へ連絡をした上で、修理・弁償に関しては利用する学校の負担とする。また、管理責任者は県高文連事務局に文書で届け出るものとする。（高文連備品管理規則に記載あり）
- (10) 借用期間を大幅に過ぎても返却がない場合は、以後、貸し出しを控えさせていただく場合がある。
- (11) 返却された備品については、管理責任者が破損の有無について必ず確認を行い記録しておくこと。
- (12) 毎年3月に管理責任者は「福岡県高文連備品管理台帳」と照合を行う。尚、各校はこの間、借用を控える。
- (13) 管理責任者は備品の変更が生じた場合、部門事務局へ連絡し、部門事務局は郷土芸能専門部備品一覧を改訂するとともに各校へ連絡すること。
- (14) 利用規約に不都合が生じた場合は、その都度、部門専門委員会で改定案を作成すると共に、県高文連事務局と管理責任者とで協議し、県高文連会長の許可を受けた上で改訂する。

平成24年5月29日より施行

一部改訂 平成25年1月29日より施行